

12/5
音譜



大飯原発設置許可取り消し

初の判断 大阪地裁 規制委審査「不合理」

関西電力大飯原第3、4号機（福井県おおい町）をめぐり、想定される地震の揺れ（基盤地盤動）が過小評価されているとして、福井県など11府県の住民1・2人が原子力規制委員会の

設置変更許可処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、大阪地裁の森鍾一裁判長は4口、「規制委の判断には不合理な点がある」と述べ、処分を取り消しました。▼関連⑯面 規制委は福島第一原発事

住民側は、基準地震動が過小評価され、想定を超える大きな地震が起きることを考慮されていないと主張。国側は、耐震性は余裕を持って設計されており、仮に基盤地盤動を超える地震が発生しても、4号機の運転差し止めを命ぜられることはないと主張。福井地裁が14年5月、3、4号機の運転差し止めを命ぜられることは認められなかった。

判決は、地震規模の設定に関する規制委の調査審議において、規制委が教訓に改定された新規に基づき、電力会社が策定した基準地盤動の妥当性などを審査。新基準を満たしたと判断されれば、設置変更許可を出します。

電が発生しても安全機能を直ちに喪失するのではなくと反論しておいた。関電は原発の新規制導入が施行された2001年、3、4番機の稼働に必要な容認。一審判決を取り消しましたが、名古屋高裁金沢支部が18年7月、運転をし、確定しました。3、4番機は定期検査などで停止しているのです。

関西電力大飯原発3、4号機の設置変更許可を取り消した大阪地裁判決後、勝訴の垂れ幕を掲げる原告ら=4日午後、大阪市北区



